

### 335-A地区 第67回年次大会議事規則（案）

1. 335-A地区第67回地区年次大会は、大会に参加した地区内現・元国際協会役員及びクラブ代議員をもって構成する。キャビネット役員は大会に参加し発言することはできるが、クラブ代議員でない限り投票することはできない。その他の会員及び同伴者は大会に参加することができるが、発言したり投票したりすることはできない。
2. 代議員のうちクラブ代議員は、クラブ会長が署名した資格証明書を、公式プログラムに記載された登録時間内に資格審査委員会に提出し、資格を確認されなければならない。
3. 大会議長（以下議長という）には地区ガバナー、大会副議長には第1及び第2副地区ガバナー、大会幹事にはキャビネット幹事、大会会計にはキャビネット会計がこれにあたる。議長はその他の大会役員を任命する。
4. 議長は下記の委員会を設け、その委員長及び副委員長（さらに、必要な場合は顧問）を任命する。
  - 1) 資格審査委員会
  - 2) 議事運営委員会
  - 3) 選挙管理委員会
  - 4) 決議委員会
5. 代議員及びキャビネット役員の委員会所属は議長がこれを定める。
6. 各委員会の委員長はその議事を主導し、審査結果を大会に報告する。
7. 議決はすべて、出席し投票した構成員全員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の裁定するところによる。クラブ代議員が投票できないときは補欠がこれに代わる。
8. 国際理事候補者推薦については、国際理事立候補者推薦手続規則による。また国際第3副会長候補者推薦については、国際第3副会長立候補者推薦手続規則による。
9. クラブより提案される議案は、あらかじめ文書をもってキャビネットに提出する。キャビネットはそれを検討のうえ大会の議案を決定し、大会開催2週間前までに各クラブに通知する。それ以外の方法で提出された議案を審議しようとするときは、大会に出席したすべての代議員の3分の2以上の同意を必要とする。

ただし、その議案は前もって文書で議長に提出しなければならない。
10. 提案理由の説明及び発言は一人3分を超えてはならない。但し、大会では議長、委員会では委員長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
11. 次期地区ガバナー及び次期第1及び第2副地区ガバナーの選出は次の方法によるものとし、選挙は、地区ガバナー、第1及び第2副地区ガバナー選挙管理委員会が管理する。
  - (1) 次期地区ガバナーの選出
    - (イ) 構成員の単記無記名投票選挙を行う。
    - (ロ) 有効投票の過半数の得票者をもって次期地区ガバナーとする。
    - (ハ) 有効投票の過半数の得票がなかった場合は、空席が生じるものとし、国際会則付則が適用される。

(2) 次期第1副地区ガバナーの選出

- (イ) 構成員の単記無記名投票選挙を行う。
- (ロ) 有効投票の過半数の得票者をもって次期第1副地区ガバナーとする。
- (ハ) 有効投票の過半数の得票がなかった場合は、空席が生じるものとし、国際会則付則が適用される。

(3) 次期第2副地区ガバナーの選出

- (イ) 構成員の単記無記名投票選挙を行う。
- (ロ) 有効投票の過半数の得票者をもって次期第2副地区ガバナーとする。
- (ハ) どの候補者も当選に必要な票が得られなかった場合は、候補者の一人が過半数の票を得るまで投票を行う。

12. 別に定めないかぎり、議事手続きはロバート議事規則最新版による。